

議案第 56 号

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

令和 4 年 6 月 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項の表第 13 条の項中「児童等（法第 33 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し」を「児童に対し、」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。